

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人へ

問 国保年金課 (☎62-1207)

8月1日から使用する被保険者証を、7月中旬に簡易書留（転送不要）で発送します。8月1日以降に、医療機関で受診される際は、届いた被保険者証を使用してください。

7月中旬に、令和2年4月から3年3月までの年間保険料などを記載した「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を発送します。納期限内に必ず納めてください。

新しい被保険者証はオレンジ色です。



～後期高齢者医療被保険者証の受け取りに関するQ&A～

- Q 簡易書留で郵送された被保険者証を受け取れなかった場合はどうなりますか？
- A 簡易書留は、受け取る際に押印または署名が必要なため、配達時に不在の場合は、郵便ポストなどに不在連絡票が投函されます。不在連絡票に記載の受取方法に従い、郵便局へ連絡するなどの対応をお願いします。
- Q 不在連絡票に気づかずにそのままにしておくはどうなりますか？
- A 郵便局での留置期間を過ぎると、被保険者証は市役所に返還されますので、国保年金課で直接受け取ってください。その際、現在お持ちの被保険者証、身分証明書（免許証など）および印鑑を持参してください。ただし、本人または世帯主以外が受け取りに来る場合は、委任状が必要です。
- Q 古い被保険者証（青色）はどうしたらいいの？
- A 市役所または富士松支所、市民センターで返却することができます。自身で破棄しても構いませんが、必ずはさみで裁断し、処分してください。

～後期高齢者医療保険料額決定通知書等について～

- ①年金からの天引きにより保険料を納める人【特別徴収】
「令和2年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書及び後期高齢者医療保険料特別徴収通知書」と記載された**縦長の通知**が届きます。
※10月・12月・2月の月別納入保険料額については、確定した年間保険料から、4月・6月・8月の仮徴収額を差し引いた金額の3分の1ずつが年金から天引きされます。
- ②口座振替または納付書により保険料を納める人【普通徴収】
「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」と記載された**横長の冊子タイプの通知**が届きます。
※口座振替の人は、納入通知書に記載されている金融機関から引き落とされます。
※納付書が送付された人は、各納期限までに記載されている金融機関などで支払ってください。
※口座振替を希望する人は、送付された納付書の最終ページにある「口座振替依頼届兼納付方法変更申出書」に必要事項を記入し、振替を希望する金融機関へ届け出てください。

保険料の算定方法や保険証に記載されている負担割合等についてのお問い合わせはコールセンターへ

県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンター（電話窓口）を開設します。保険料の算定方法や保険証に記載されている負担割合などについては、コールセンターへお問い合わせください。

後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンター(☎0570-011-558)

※利用には通信料がかかります。

開設期間 7月13日(月)～8月31日(月) 8時45分～17時15分

注意



コールセンターは受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振り込みをさせたり、ATMの操作を指示したりすることは一切ありません。不審な電話があったときは、国保年金課（☎62-1207）までお問い合わせください。

問 県後期高齢者医療広域連合保険料グループ (☎ 052-955-1223)